

入札公告

次のとおり一般競争入札（持参入札）に付します。

令和8年7月13日

社会福祉法人 孝楽会 理事長 大野忠明

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 「（仮称）孝楽会小規模特養 新築工事」
- (2) 工事場所 埼玉県春日部市赤沼字堂面273-1, 275, 276, 277, 270-1, 290-2
- (3) 工事内容 特別養護老人ホーム建設 木造（2×4）平屋建（延べ面積1122.85㎡）
- (4) 工 期 契約締結日から令和9年2月末日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）「建築工事㊤等級」
認定を開札日現在において受けていること。
- (2) 2015年度以降、元請けとして福祉施設等（老人ホームなど）の建築工事（改修工事を除く）の施工実績を有すること。
- (3) その他、一般競争入札（持参入札）入札説明書（以下「入札説明書」という。）で定める参加資格要件を満たしていること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所
〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目3番21号 第一田島ビル4階
(株)ニコム
電話 052-211-9207 FAX 052-211-9208
- (2) 入札説明書等の交付
ア 入手方法
1) 上記場所での交付
令和8年7月13日（月）～7月13日（月）
午前10時～正午および午後2時～午後4時
ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。
- イ 交付図書
仕様書、設計図（一般図）、入札説明書
ただし、交付図書は有償（¥22,000円）とします。
- (3) 本公告、入札説明書に対する質問
ア 質問方法
質問書（様式自由）を(1)の場所へ送付、または2)のE-mailアドレスまで送

信してください。

2) メールによる質問

上記期間内に、下記アドレスへの電子メール請求によりファイルを交付

E-mail : fuji@nicom-net.co.jp

イ 受付期間

令和8年7月14日（火）～7月14日（火）の午前10時～正午

および午後2時～午後4時とします。ただし休日を除きます。

ウ 質問に対する回答

質問者には個別にメールにて回答するほか、回答書は(1)に示す場所において供覧に供します。あわせて補足図面等が掲示されることもありますので、前もってご確認ください。

エ 質問に対する回答

令和8年7月15日（水）

(4) 入札の日時等

ア 入札日時

令和8年7月31日（金） 午後2時00分

イ 入札場所

埼玉県春日部市字堂面295番地 「在宅複合施設 孝楽園」

ウ 入札方法

入札書（入札金額については税抜きで記入。）、名刺等身分が分かるもの、代理の方は委任状を持参してください。また入札の際、入札説明書で定めるところにより、積算内訳書を作成のうえ持参してください。

エ 入札回数

1回

オ 落札者の決定

入札説明書に掲げる方法によります。

(5) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期間

令和8年7月14日（火）～7月15日（水）の午前10時～正午

および午後2時～午後4時とします。ただし休日を除きます。

イ 提出先

(1)に示す場所。

ウ 提出方法

郵送または持参。また、第2項（3）に掲げる施工実績が確認できるものを必ず添付すること。

エ 資格確認

令和8年7月15日（水）中に、当日発送の書面にて正式通知。

4 その他

(1) 入札保証金および契約保証金の納付義務

入札説明書に掲げるとおり。

(2) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札等、入札説明書に掲げる事項に該当した入札は、無効とします。

(4) 契約書の作成の要否

要。ただし、本工事は埼玉県及び春日部市の補助金対象事業であるため、契約書等に下記を明記してください。

「本工事は埼玉県及び春日部市の補助金対象事業であるため、関係法令通知及び埼玉県および春日部市の指導に従い、工事を施工します。」

(5) 入札の中止等

本入札に関しては、天変地異があった場合、又は入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(6) 本入札については、本公告及び入札説明書に定めるところによります。

(7) 本工事にかかる工事費の支払方法は契約締結時に定めるものとします。ただし、行政の補助金をもって支払う場合にあつては行政からの補助金の入金後遅滞なく、また借入金をもって支払う場合にあつては独立行政法人福祉医療機構等からの資金交付後遅滞なく支払うこととします。